

令和5年度第2回安城市自立支援協議会 次第

日時:令和5年10月12日(木)

午後2時40分から午後3時30分まで

場所:安城市役所本庁舎3階 第10会議室

1 議題

(1) 令和5年度における共生のまち部会及び各グループの活動報告について

…………… 資料1 (P1~15)

(2) 自立支援協議会に係る法改正について

…………… 資料2(P16~17)

2 連絡事項

令和5年度安城市自立支援協議会のスケジュールについて

第3回

日時:令和6年3月21日(木)午後1時30分から午後3時まで

場所:安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

●こどもグループ

課題1	こどもグループの環境作り
これまでの取組内容	子どもの地域課題を検討するためにも、地域で顔の見える関係づくりを目指し、毎月会議を開催すること、3ヶ月に1度制度について等の情報共有の場を作ることに取り組んだ。その他に、どの関係機関にも共通する課題テーマについて話し合いを行った。
今後の取組方針	下半期の情報交換内容や来年度研修希望内容のアイデア出し等を行い、今後も参加して頂く必要性・各事業所の意思の反映を行っていく。

課題2	子どもと保護者が事業所の適切な情報を得るためのツールの検討
これまでの取組内容	情報格差をなくすため、事業所紹介フォーマットの内容の検討を行い、全事業所で統一した事業所紹介フォーマットの作成に向けて取り組んだ。また、その事業所紹介フォーマットに実際に記入をしていただき、HP掲載に向けて進行中である。
今後の取組方針	共生のまち部会にて HP 掲載の検討をしていただき、可決後、今後の更新方法の検討、内容の見直し及び統一を図る。

●くらしグループ

課題1	障害福祉計画分野「生活支援」○サービスの質の向上 (パーソンセンタードシエアタイム)
これまでの取組内容	必要に応じての事例検討や権利擁護に関わる内容の情報共有や発信はできていない。しかし、重度障害者等就労支援特別支援事業、大学等就労支援、開拓奨学生プログラム制度、ナースアシスタント制度など、制度について情報共有の場を設けた。
今後の取組方針	事例検討や権利擁護等の情報共有や発信、勉強会を開き、事業所全体のサービスの質の向上を図っていく。

課題2	事業所間、人材の繋がり強化
これまでの取組内容	居宅介護・グループホームの事業所に分かれてグループディスカッションを行い、事業所の課題・悩みについて話し合いを行った。また、互いのサービスの課題やサービス内容の理解を深めるための意見交換を行った。
今後の取組方針	今後も、グループディスカッションの時間を設け、互いの課題・サービス内容の理解を深めていく。また、各事業所間の情報交換や連携の強化を図るため、企画の検討(茶話会)を行っていく予定である。

課題3	くらしグループの会議への参加率向上
これまでの取組内容	事前にくらしグループに所属する全事業所に出席を呼びかけ、会議への参加意識を高めている。また、会議はオンラインと対面のどちらでも選択ができるように参加しやすい環境を作っている。
今後の取組方針	今後も、会議前に呼びかけを行い、参加意識を高めていけるように努めていく。また、会議の内容の中に情報交換を出来る時間や悩みを相談しやすい環境を作って会議に参加するメリットを増やしていく。 参加出来ていない事業所には理由を聞くなど再度参加の呼びかけを行っていく。

●はたらくグループ

課題1	在宅での生活以外の選択肢
これまでの取組内容	第2回「事業所紹介の会」を9月6日(水)に福祉センターで開催した。グループ内から中心メンバーを募集し、開催の告知方法、会場の準備、前日・当日の準備、運営を行った。今年度は、福祉センターの1階・2階に会場を分けて、午前の時間帯で2部制での開催をした。
今後の取組方針	来場者の方からのアンケート、参加事業所へのアンケート内容から今年度の振り返りを行う。それを基に来年度の開催の検討・引継ぎを行う。

課題2	障害者雇用の促進
これまでの取組内容	グループ内から中心メンバーを募集し、「第4回障害者雇用セミナー」の開催準備をしている。9月に、事例を提供頂く企業と支援機関との打ち合わせを始めた。
今後の取組方針	今後は、事例の内容についてと発表の方法、当日の開催方法、告知方法を検討していく。今年度は令和6年2月7日(水)に開催を予定している。(精神障害の方の求職者が多いことから参加される企業に対し、障害者雇用を前向きに検討して頂けるように精神障害の方を実際に雇用されている企業の事例を基に、支援機関との関わりなどを発表して頂く予定である。)

課題3	子ども・高齢者等他分野との繋がり不足
これまでの取組内容	グループ会議の中で、グループワークの時間を毎回作り、その中で事業所での困り事の共有などを行っている。事業種別ごとに困り事に違いはあるが、児童からの引継ぎ時の情報共有について、介護保険への切り替わりに不安を抱く利用者・家族が多いことなどが共通の困りごととしてあがった。
今後の取組方針	グループ内での情報共有以外にも、こどもグループなどと実際の困りごと等について情報共有や協議をする機会を設けたいと考えている。

●とうじしゃグループ

課題 1	うんえい 運営マニュアル・バリアフリー調査(アンケート)の完成
これまでの取組内容	サブリーダーが二人同時に委員継続不可となったため進展なし。
今後の取組方針	目的、役割、運営に必要な事柄、課題と対処法などを言語化(明確化)することで議論をしやすくする。次世代へバトンを渡す。

課題 2	かだい きょうゆう 課題の共有
これまでの取組内容	当グループが発言しやすい場となるよう心掛けた。自分の課題をみんなの課題とすることで課題解決に繋げる方針とした。
今後の取組方針	10月から話し合いを始め、12月目途に共生のまち部会に報告する。

課題 3	しょうがいふくし かん ちしきぶそく 障害福祉に関する知識不足
これまでの取組内容	毎月、「独学塾」と銘打って学習の時間を設けている。障害者を支える制度は当事者たちが声を上げることで築かれてきたことを知ることで、当事者に主体性を持つことの重要性の自覚を促す。これまでに障害者基本法、ヘレンケラー、中村久子などを学習した。
今後の取組方針	障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者の防災対策、インクルーシブ教育、SDGsなどを学ぶ。

課題 4	かいさい イベント開催
これまでの取組内容	障害者週間に向けたイベント開催のために企画して動いてきたが、運営体制を見直すこととなり、今年度の開催は断腸の思いで断念した。
今後の取組方針	開催時期は未定だが、今後もきかくけいはつグループと協力して開催に向けて動いていく。

課題 5	さいがいたいさく 災害対策
これまでの取組内容	9月3日に開催された防災訓練に1名参加した。他委員も他団体から1名参加した。
今後の取組方針	防災について話し合う。

● そうだんグループ

課題 1	総合的、専門的な相談支援の実施
これまでの取組内容	<p>毎月、共生のまち部会での進捗状況を共有し、地域の障害福祉の動向や情報の共有を行った。そうだんグループでの例外的支給の検討から様々な視点での意見交換を行い、「本人中心のサービス等利用計画」の参考、気づきの機会としている。</p> <p>他機関の連携として、5月に地域包括支援センターとの交流会で避難行動要支援者制度と個別避難計画について学んだ。7月に地区社協コミュニティソーシャルワーカーと勉強会、個別事例を通して、交流会を行い、より一層顔の見える関係を作り、連携体制の強化を行った。</p> <p>高齢者が活用しているサルビー見守りネットの登録を各相談支援事業者が行った。</p>
今後の取組方針	<p>今後、医療との連携として、市からサルビー見守りネットの使い方を学び、医療的ケア児・者の対象者への拡大や活用について検討していく予定である。</p> <p>また、教育機関卒業後も就労や社会参加に切れ目なくつなげられるように支援学校等と連携方法を検討していく。</p>

課題 2	共生のまち部会との地域課題の共有
これまでの取組内容	<p>例外的支給の協議や地域体制強化共同加算の事例検討を通じて、地域課題に繋がりそうなことを抽出した。</p> <p>共生のまち部会でそうだんグループの活動報告を行っている。共有するための土台づくりを行った。</p>
今後の取組方針	引き続き、地域課題に繋がりそうなことの抽出及び共生のまち部会との連携を図っていく。

●きかく・けいはつグループ

課題1	障害福祉の普及啓発
これまでの取組内容	<p>① 人材育成 PT で作られた「安城市人材育成ビジョン」をもとに、安城市障害者福祉計画や共生のまち部会のスローガンについて現場で働く支援者に意識していただけるよう、12月開催に向けて研修の企画を行っている。</p> <p>② アンフォーレで令和6年2月に開催される「ウェルフェア祭り」に向け、協力できそうな普及啓発につながる企画のプレゼンテーションを行った。</p>
今後の取組方針	<p>① 昨年度行ったアンケートで「研修講師に興味がある」とご回答いただいた方等にお声がけをし、具体的な企画を立てる段階から協力を依頼しつつ、12月開催に向けて準備を進める。</p> <p>② アンフォーレ課からの正式なオファーがあった場合、きかく・けいはつグループとして協力を行っていく。</p>

課題2	研修等実施状況の進捗確認と情報発信
これまでの取組内容	今年度予定されている研修スケジュールについて、表にまとめ共生のまち部会で共有を行っている。また、年度途中より企画されるイベントや研修についても、随時受け付けている。
今後の取組方針	引き続き、企画内容の情報が入り次第研修スケジュールをアップデートしていく。

● きよてんグループ

課題 1	緊急対応時の情報連携
これまでの取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応を行う際の動きについて、一宮市のフローチャートをモデルに安城市版のフローチャートを作成した。 ・緊急対応時の情報連携について、「親心の記録」の活用の推進は継続中である。 ・「サルビー見守りネット」については、その仕様や用途が医療中心のツールであり、障害福祉分野における緊急時の情報連携に用いることは難しいことを確認した。
今後の取組方針	緊急対応を行う際のフローチャートを共生のまち部会で展開する。

課題 2	安城市内の要支援者の現状把握
これまでの取組内容	安城市内の緊急対応が想定される方の実態調査を行うため、現実的な実態調査に向けての方法を考えた。
今後の取組方針	安城市が行ったアンケートの内容から情報を読み取り、調査の方法を検討していく。

課題 3	障害福祉分野以外の機関との連携
これまでの取組内容	北明治町内会と10月の祭りについて打合せにて交流を行っている。また、末広町町内会の福祉委員と交流し、10月に行われる福祉学習の後援会の依頼を受けた。
今後の取組方針	<p>北明治町内会の10月の祭り当日は生活相談・福祉相談のブースを設け対応予定である。</p> <p>今後も他機関や学生との連携について検討していく。</p>

●こころグループ

課題I	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、また、そのための保険、医療及び福祉関係者の重層的な支援体制の構築
これまでの取組内容	<p>① 地域移行・地域定着支援の進捗状況の確認 会議の度に現在の地域移行、地域定着支援の利用状況について参加者で確認、共有をしている。</p> <p>② ピアサポーターの活躍の場の検討 日進市の社会福祉法人あじさいの会に代表メンバーで見学に行き、グループで共有を行った。</p> <p>③ 地域包括支援センターとの連携強化。 今年度より会議に各地区の地域包括支援センターの担当者に会議に加わっていただいた。第2回では8050と思われる事例について検討会を行い、お互いのアセスメントの共有を行った。</p>
今後の取組方針	<p>① 今後も継続して実施していく。</p> <p>② 今後も先進的な取り組みを行っている団体の活動を視察する。また地域活動支援センター陽なたで活躍しているピアサポーターの方にこころグループに参加していただき、話をさせていただく。</p> <p>③ 引き続き地域包括支援センター担当者にこころグループに参加していただき連携を強化していく。</p>

●けんりようごグループ

課題I	立ち上がったばかりの当グループの活動方針や内容が未定
これまでの取組内容	<p>6月に第1回の会議を開催し以下のことを確認した。</p> <p>① 定例会を6月、9月、2月に開催する。</p> <p>② 定例会以外に必要な応じて開催する。</p> <p>③ 定例会では虐待の通報案件および差別に関する相談案件について共有する。</p>
今後の取組方針	<p>目指すのは障害のある方がノーマルに権利擁護された安城(まち)であるが、喫緊の課題として差別解消に関する相談件数が少ないことや、虐待通報案件に対しての効果的なアプローチが難しい点が挙げられる。まずは田原市はじめ他市の取り組みを学ぶ。それと同時進行で課題を抽出し優先順位をつけて、どうアプローチしていくのかを協議する。</p>

●医療的ケア児者事業所会議

課題 1	医療的ケア児・者のためのロードマップ(詳細版)作製と啓発
これまでの取組内容	今までロードマップ作製グループは組織のなかであいまいな立ち位置だったため、それを明確化していくことで他機関への周知を図り、スピーディに対応することを目的としてプロジェクトチーム化し実施している。
今後の取組方針	今年度は詳細版を完成させ次年度には配付できるように引き続き取り組んでいく。

課題 2	医療的ケア児・者の家族交流会の計画と実施
これまでの取組内容	医療的ケア児・者の重症度に比例し、地域社会との交流が困難となる家庭が多いこと、さらには医療的ケアという当事者・家族以外の理解を得ることが困難な事柄であることから、保護者の孤立感や孤独を無くし、当事者交流を促進することを目的として交流会を計画した。開催にあたり医療的ケア児の家族を対象にアンケートを集計した結果、講演会と家族交流会を行うこととなった。
今後の取組方針	にじいろの家・水野医師と日程を調整し、講演会と家族交流会を11月に開催できるように動いていく。

課題 3	防災アンケートを基にした関係部署との連携や当事者への啓発活動
これまでの取組内容	災害時の事業継続計画(BCP)の策定義務化について話し合っている。
今後の取組方針	個別避難計画については主に社会福祉課の取り組みとなったため基幹を中心に連携を進めていく。情報の共有方法や、(場合によっては)電源や水など医療的ケア児に必要な設備の協力体制の協定について協議することを検討していく。

課題 4	医療的ケア児・者コーディネーターの活用方法
これまでの取組内容	第2回圏域医ケアコーディネーター連絡会を8月に実施した。各市の現状や参加者の問題意識を情報提供・情報共有し現状と参考アイデアの共有を目的として話し合った。
今後の取組方針	コーディネーター活用に関しては医ケアロードマッププロジェクトチームが終了後、プロジェクトチーム化し話し合っていく予定である。

●入浴事例集プロジェクトチーム

プロジェクトチームの目的、目標とするゴール	令和4年度入浴支援プロジェクトチームの報告により、福祉用具を有効活用することの必要性が分かった。そこで先駆的に福祉用具を活用している事例を集めることで支援者が家庭で福祉用具を導入しやすくする資料とする。 事例集の作成をゴールとする。
これまでの取組内容	チームメンバーの入浴方法を参考に事例集の基本フォーマットを作成した。
今後の取組方針	困りごとに対して福祉用具を活用することで解決した事例を収集し、事例集を作成していく。

●医療的ケア児者ロードマッププロジェクトチーム

プロジェクトチームの目的、目標とするゴール	昨年度作成した安城市版ロードマップ「医療的ケアが必要な方の相談窓口」でライフステージに応じた相談窓口一覧を作成したが、その詳細版を今年度中に完成し、次年度に配付することを目的としている。
これまでの取組内容	ライフステージ(0~3歳の幼児期、3~18歳の学齢期、18歳~介護保険までの成人期)に応じて利用できるサービスと、各種制度概要、介護保険の相談時期と窓口を記載した「安城市ロードマップ詳細版(案)」を作成中である。
今後の取組方針	「ロードマップ詳細版(案)」を関係各所に確認してもらい、意見を頂いて修正を行う予定である。

●とうじしゃグループ体制検討プロジェクトチーム

プロジェクトチームの目的、目標とするゴール	とうじしゃグループが発足してから約5年近くが経過したが、グループの運営には様々な課題がある。当プロジェクトチームを立ち上げることで、「とうじしゃグループ」の令和6年4月以降の体制再構築を目指す。また、体制再構築後、グループの運営が円滑に行えるよう体制整備を行う。
これまでの取組内容	広報での委員募集について、以前の要件を見直しながら検討した。今までの「とうじしゃグループ」の活動について振り返り、良い点・改善したい点について話し合った。
今後の取組方針	これまでの活動を通して得られた知識と経験を基に支援者の役割や立場、関わり方を明確にし、「とうじしゃグループ」の役割を調整・明確化することで、当事者が参加・運営しやすい「とうじしゃグループ」の体制を再構築する。

市町村協議会の主な機能

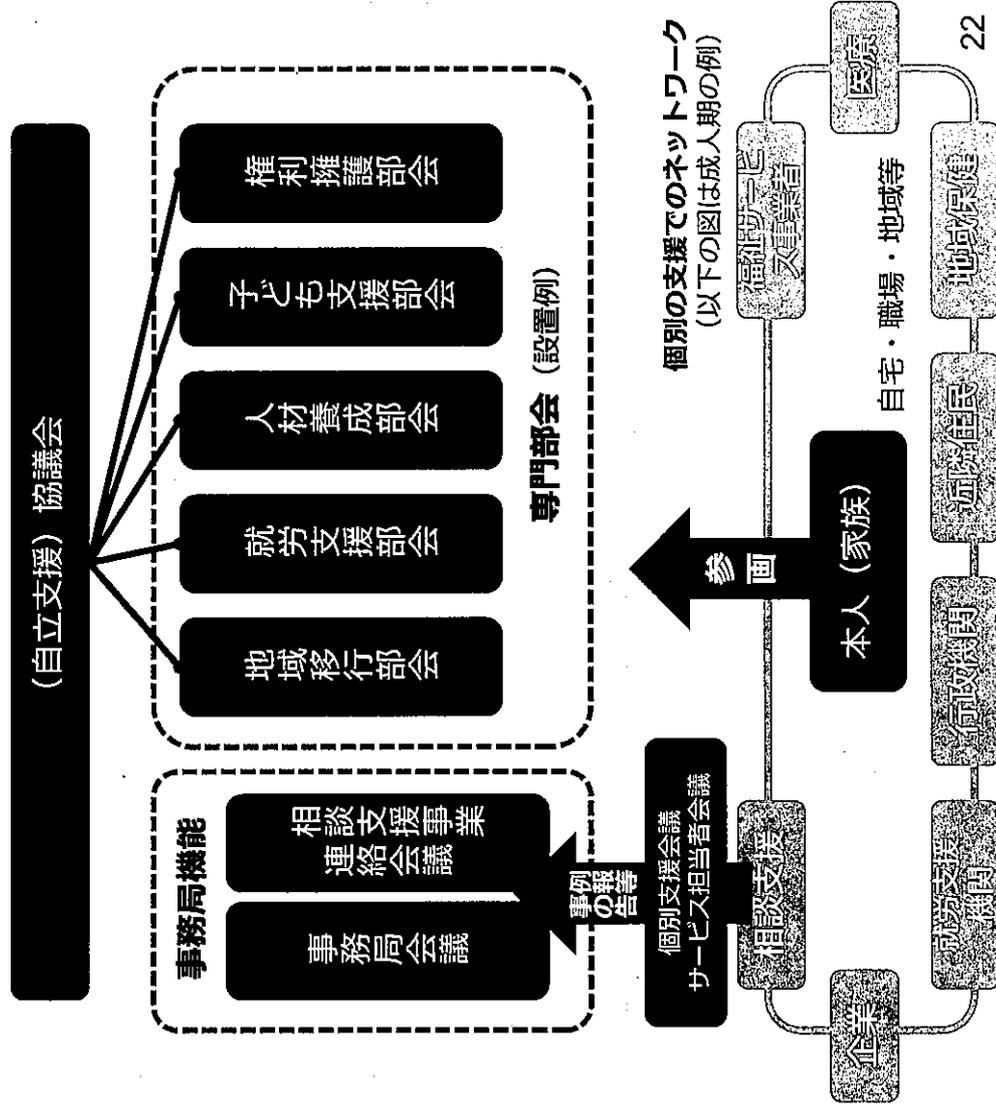
(自立支援) 協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービスの整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

〔「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について〕（平成25年3月28日 厚発0328-8）

協議会の構成イメージ例



【新】
（協議会）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第九十条 （略）

2 第十一条の二第二項、第二十条第四項（第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十七条の二第六項又は第八十九条の三第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

【旧】
（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。